



平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 石 井 鐵 工 所  
代表者 代表取締役社長 石井 宏治  
(コード:6362、東証第1部)  
問合せ先 専務取締役経営管理部長 藤本 豊  
(TEL 03-4455-2500)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 150 期定時株主総会（以下、本定時株主総会といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 本日別途開示した「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」記載の株式併合に関する議案が本定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合割合（10 分の 1）に応じて発行可能株式総数を 1 億 2 千万株から 1 千 2 百万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものであります。（変更案第 6 条および第 8 条）

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）（以下、「改正会社法」といいます。）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役会決議による重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等所要の変更を行うものであります。（変更案第 3 条、第 19 条、第 20 条第 1 項、第 21 条、第 22 条第 1 項、第 24 条、第 25 条、第 28 条、現行定款第 28 条～第 35 条、変更案第 30 条～第 32 条）

- (3) 株主の皆様の利便性を高めるため、単元未満株式の買増制度を導入することとし、それに関する規定を新設するものであります。（変更案第 9 条第 4 号および第 10 条）
- (4) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 27 条第 2 項の変更を行うも



のであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。(変更案第 29 条第 2 項)  
 (5) その他条数の変更および監査役の責任免除に関する経過措置に係る附則の新設等所要の変更  
 を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第 1 条～第 2 条 (条文省略)	第 1 条～第 2 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 3 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。	第 3 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第 4 条～第 5 条 (条文省略)	第 4 条～第 5 条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 2 千万</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 千 2 百万</u> 株とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。	第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式 について、次に掲げる権利以外の権利を行使 することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利	(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を する権利	(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求を する権利

現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 10 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">2 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p style="text-align: center;"><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第 10 条 <u>当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第 11 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会 (員 数)</p> <p>第 19 条 <u>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。 <u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 21 条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (条文省略)</p> <p style="margin-left: 40px;">3 (条文省略)</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p style="margin-left: 40px;">2 (現行どおり)</p> <p style="margin-left: 40px;">3 (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 24 条～第 25 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第五章 監査役および監査役会</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第 28 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 29 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 30 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 32 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の</u></p>	<p><u>取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第 35 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p>第五章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 36 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(効力発生日)</u></p> <p><u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成 28 年 10 月 1 日をもって、効力が発生するものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 150 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生予定日	
変更案第 6 条および第 8 条を除く部分	平成 28 年 6 月 28 日
変更案第 6 条および第 8 条	平成 28 年 10 月 1 日

以 上